

令和6年第6回教育委員会会議定例会 議事録

午後 3時30分開会

1 日 時 令和6年6月27日(木)

午後 4時10分閉会

2 場 所 人権センター 2階 音楽室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、竹下委員、西川委員、有田委員、
永福委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、
堀川文化生涯学習課長、五反田総務学事課教育総務係長、
岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第18号 竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第19号 竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について

議案第20号 竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について

議案第21号 竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

議案第22号 竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案

○高田教育長 ただいまから、令和6年第6回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

お諮りいたします。議案第22号は、議案第18号の前提となる議案であるため、議事の運営上、議案第18号の前に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第22号は議案第18号の前提となる議案であるため、議案第22号の前に付議することに決定しました。

はじめに、議案第22号「竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 議案第22号「竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。議案書19ページを御覧ください。議案文については、竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を次のように改正するというものです。22ページを御覧ください。改正の内容につきましては、学校給食センター運営委員会の委員に関するものですが、新旧対照表で説明いたします。当該運営委員会の委員については、会議に出席し適正に給食センターが運営されるよう当該施行規則に定める事項を審議することが主な任務であります。改正前においては教育長と給食センター所長の2名について委員として委嘱することとしておりました。しかしながら、この2名の本来持つ職責を踏まえると、委員ではなく事務局の立場で運営会議に関わることが適切と考え、この改正によって教育長と給食センター所長は委員としないこととするものです。このことについては、他市町の規定も参考にしたものであり、また、今後の学校給食センター運営委員会には事務局として出席することで、学校給食センターの適切な運営を担ってまいりたいと考えております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○竹下委員 はい。

- 西川委員 はい。
- 有田委員 はい。
- 永福委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第18号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 沖本教育次長
兼 課 長 議案第18号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。議案書1ページをご覧ください。竹原市学校給食センター設置条例第4条の規定により、竹原市学校給食センター運営委員会委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。2ページをご覧ください。承認を求める者の名簿となっております。各市立学校の校長とPTA代表、衛生管理専門家として荘野小学校栄養教諭、校医として米田小児科医院院長となっております。委員の任期につきましては、令和6年7月1日から令和7年6月30日までです。なお、当該委員会につきましては、定期的なものとしては年1回開催し、給食会計の予算及び決算に関すること、給食費の額及び徴収に関すること、安全衛生管理に関すること、給食センターの設備の改修に関すること、食育に関すること等を審議いたします。この会議の中におきまして、学校現場や保護者、専門的見地からのご意見を伺いながら、より良い学校給食の運営に繋げていくこととなります。
- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。
- 西川委員 PTA代表は、PTAの会長という理解でよろしいでしょうか。それとも、PTAの中から代表を選出したということでしょうか。
- 沖本教育次長
兼 課 長 基本的には、PTAの会長さんに委員になっていただくパターンが多いですが、中にはそうではないパターンもあると思います。
- 西川委員 PTAの会長が原則だけれども、PTAの会長が出席できない場合や難

しい場合は、他の人選が可能であるという理解でよろしいでしょうか。

○沖本教育次長
兼 課 長

そのとおりです。

○高田教育長

お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野委員長
職務代理者

はい。

○竹下委員

はい。

○西川委員

はい。

○有田委員

はい。

○永福委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第19号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋参事
兼教育指導担当課長

議案第19号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」でございます。議案書8ページを御覧ください。竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱に係る委員会規則を掲載しております。第3条において、市内小中学校等校長及び特別支援学級担当教員、竹原地区医師会、民生委員、竹原市家庭相談員、竹原市福祉事務所長、竹原市教育委員会事務局職員及びその他必要と認める者の22名以内の委員で組織することとされております。また、第4条にあるとおり、委員の任期は1年間でございますので、今年度6月30日をもつての任期満了に伴い、その後任の委員を委嘱するものであり、再任することができるということになっております。9ページを御覧ください。昨年度、委員としてお願いをしていた方、今回新しく委員として委嘱をしていきたい方を新旧の名簿にしてお示ししております。昨年度と変更している方を中心にお伝えします。まず、小中学校

等校長の区分については、竹原西小学校の吉田校長から、竹原西小学校の蔵本校長に変更されています。これは毎年校長会で教科領域の担当の校長が変わりますので、今年度は蔵本校長が特別支援関係ということで変更しております。また、会長は竹原西小学校の蔵本校長をお願いをしようと考えているところでございます。次に特別支援学級担当教員の槇川先生につきましては、人事異動のため所属が今年度から荘野小学校へ変わりましたので、学校名が変更となっております。そして、福祉事務所長につきましては、塚原氏から森重氏へ人事異動のため変更となっております。また、家庭相談員の区分については、松本さんから古島さんに変更しております。これは、健康こども未来課からの推薦によるものです。最後、その他必要と認める者として、三原特別支援学校の松島校長から奥校長に変更されています。これは、人事異動のための変更となっております。なお、所属につきましては、今年度から社会福祉課から健康こども未来課に変更されておりますので御承知おきください。変更点は以上でございます。委嘱の任期につきましては、令和6年7月1日から令和7年6月30日までです。これから、夏にかけて認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校の各所属から特別支援が必要だと思われる幼児、児童生徒について、意見書を提出していただき、それについて審議をし、相談委員会として教育長に答申をいたします。それを受けて、令和7年度の学級編成、あるいは介助をつけるか否か、通級指導が妥当かどうか等も含め、来年度に向けての体制づくりを考えて参ります。そのため、この時期から委嘱をさせていただきます、来年の6月30日までの任期となっております。これらの委員の職務といたしましては、この後、審議をいただきます各校の推進員が提出した審議対象の児童生徒について、資料を基に今後の方向性について審議を行い、決定していきます。つまり、それぞれの子供たちの個別の状況を基に、それぞれの委員さんの専門的な見地から御審議いただき、一人一人の子供の実態に応じた就学先や入級先、介助員の要不要等を判断し、答

申を出していただく予定としております。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員

特別支援教育相談委員会の活動について、今説明をお伺いしたのですが、もう少し詳しく、何か具体的な例があれば教えていただきたいと思います。

○大橋参事

兼教育指導担当課長

この後、御審議をいただきますが、各学校の推進員からそれぞれの学校の特別の支援計画等に基づいて、この子は特別支援教育の指導・支援が必要である、つまり特別支援学級に入る必要があるということの審議資料を集めてこの夏に提出していただくことになっています。市内で言えば100人程度ですが、その審議資料を元にこのメンバーに集まっていただいて、推進員が一人一人の説明をして、その子に介助をつけるかどうか、特別支援学級へ入級すべきかどうか、あるいは通級指導教室へというような御審議をいただいております。その審議の内容を答申として教育委員会教育長まで挙げていただいて、その後、答申の結果を保護者にお渡しします。答申に基づいて、特別支援学級に入れようとか、通常学級に入れようというような最終的な判断は、保護者に行っていただくこととなりますが、そこまでのいろいろな状況を加味した判断は、相談委員会として決定をしていくということで、このメンバーの中でいろいろ御協議いただいて1つの方向性を示すということになっております。

○竹下委員

その場合、推進員の方がそれぞれ個別に一人一人見ておられるとは思いますが、それより先に保護者の方から相談があるようなケースもあるのでしょうか。

○大橋参事

兼教育指導担当課長

例えば、特別支援学級ではない、通常の学級に在籍している子の保護者が特別支援学級ではどうかと心配になった場合、各学校には、特別支援教育コーディネーターを配置しておりますので、適宜保護者にアドバイスをする等、今の段階でも相談を受けますので、そういう意味では、この時期だけということではなくて、随時学校のほうに相談はあります。相談委員会の委員に保護者が直接相談するということはありません。必ず各学校を

通じて相談が挙がってきますので、それを基に相談委員会にかけるとい
ことになります。

○竹下委員 その場合、保護者の思いもあるでしょうから、通常学級へと思われる保
護者の場合、話し合いを重ねていってどちらか良い方向に進めていくとい
うふうになるのでしょうか。

○大橋参事 先ほど申しあげましたように、最終的な決断は保護者になりますので、
兼教育指導担当課長 昨年度の例をみましても12月くらいには答申を出して、最後12月末の
懇談会で保護者に答申を示して来年度の就学・進級・進学の話をするので
すが、答申の内容に納得されずに特別支援学級ではなく、通常学級に入れ
たいという思いが強い保護者もおられます。最終的には保護者の思いを優
先するということにはなりますが、答申が出ている以上、その子に合った
指導・支援という部分で、学校と保護者が何回も話をして、市教委として
は、最後まで保護者と話をして最終的に一番良い就学・進級・進学ができ
るようにと努めております。

○浅野教育長 先ほど、特別支援教育相談を必要とする児童生徒は100名程度とい
職務代理者 う話がありましたが、毎年そのくらいの人数でしょうか。毎年度、同じ子
供が相談をされるのでしょうか。

○大橋参事 毎年、同じ子供が審議の対象として挙がってきます。ただ、御承知のと
兼教育指導担当課長 おり子供たちの数が減っていますが、特別支援教育相談委員会の審議の対
象となる人数は減っていませんので、実質は、審議対象となる子供は少し
増加していると思っています。新1年生で審議の対象となる子もいれば、
通常学級に在籍していて保護者や学校の思いで途中から審議の対象となる
子もいます。

○西川委員 この委員会が医学的な判断を仰いだほうがよいですよという助言を保
護者の方にはすることは可能でしょうか。

○大橋参事 審議にかける際に、基礎資料として医療機関の診断書を添付していただ
兼教育指導担当課長 いております。診断がつかない場合は、医師の意見書を必ず提出していた

だいております。ただ、診断書や意見書がないケースもありますのでその場合は、差し戻しという形で審議の決着はつきません。もう一度医療機関で診てもらって診断書や意見書を提出してください、その後再審議をしますというパターンもありますので、どうしても今ある基礎資料やコーディネーターの話だけで決着がつかない場合には、再度診断書や意見書を取得していただいています。

○西川委員 医学的判断について、知的情緒の部分についてはデリケートな部分であると思いますが、判断が微妙な方について、医学的な判断を仰いだほうがよいですよという助言は推進員の方がされるのでしょうか。

○大橋参事 おっしゃるとおり、この相談委員の方が直接保護者に助言するという
兼教育指導担当課長 ことはありませんので、コーディネーターを通してあるいは、推進員を通して保護者にもう一度アプローチをしたりであるとか、病院受診を促したりということになります。

○竹下委員 診断書を書いてもらう程の症状や行動ではないと親が考えているような場合は、病院に連れていくつもりはないと思うのですが、診断書が重要視されるのでしょうか。

○大橋参事 相談委員会の委員がその子の状況を学校へ見に行くわけにはいかない
兼教育指導担当課長 ので、どうしても判断をする一つの要因として診断書が根拠になります。先ほど申し上げましたように診断が下りなくても、医師の診察を受けてその中で意見書という形で文章を書いてくださるので、その文章を読んでいただいて、この子の状況だったらということで最終的な判断をしていきます。委員がおっしゃられるように頑なに病院に行かないという保護者もおられますので、そういった場合は無理矢理ということはしません。その子の状況にあった指導・支援が必要だということを御家族の中でもしっかりと協議をしていただき、答申の意味を保護者にお伝えして、何とか良い方向につなげていきたいのですが、100パーセントすべてスムーズに行くかということと保護者の思いもありますので難しいところもありますが、今は、

知的であったり、自閉情緒であったり、学習障害であったり、いろいろな区分けの検査を医療機関もしてくださり、医師としては、その子の背景をいろいろと書いてくださっている状況なのでそれを手がかりにしながら、最終的には判断をしていくということになります。

○高田教育長　　今は、学校教育の中で話をしていますけれども、就学前のこども園の3歳児くらいの時から、丁寧に保護者に対応をしながら、この子の課題をどういうふうに解決していくか、どういう個に応じた指導が相応しいのかということ丁寧に積み上げていくことで、親御さんもより適切な理解ができるので、そういったところも含めて子供・子育ての部門と学校教育とが可能な限り、丁寧に対応していこうというところで取り組んでおりますので、御承知いただければと思います。

○高田教育長　　お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野委員長　　はい。

職務代理者

○竹下委員　　はい。

○西川委員　　はい。

○有田委員　　はい。

○永福委員　　はい。

○高田教育長　　御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第20号「竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋参事　　議案第20号「竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について」
兼教育指導担当課長　　でございます。議案書13ページを御覧ください。先ほど承認いただきました、特別支援教育相談委員会で審議をするための基本調査を行う者が推進員という位置づけでございます。この推進員につきましては、各所属に

1名ずつ置くこととしております。議案書14ページをご覧ください。先ほどと同じように、旧委員と新委員を載せております。この推進員につきましては、各所属長がこの人を特別支援教育相談委員会の推進員として任命したいという者を挙げられたものでございます。認定こども園等につきましては年長クラスの担任や、園長先生になっております。また、小学校、中学校、義務教育学校におきましては、基本的には特別支援教育のコーディネーターや、特別支援学級の担任等が推進員になっております。ここに挙がっております推進員の職務といたしましては、各所属の幼児児童生徒の状況を取りまとめて、特別支援教育相談委員会にかけるための資料を作成し、提出するという動きになります。この資料につきましては、各自の診断書や検査結果などの根拠資料も全て含まれております。任期につきましては、令和6年7月1日から令和7年3月31日まででございます。認定こども園等については、年長クラスの担任、小学校、中学校、義務教育学校におきましては、基本的には特別支援教育のコーディネーターや、特別支援学級の担任等が推進員になっておりますので、人事異動の関係で3月31日までの委嘱としております。4月、5月、6月の間に転校してこられる場合や進級した後に児童生徒の状況が大きく変わるような場合もありますので、その場合には教育委員会事務局が学校と連携しながら、資料を作成し、持ち回らせていただきます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野委員長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第21号「竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第21号「竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」説明いたします。議案書15ページを御覧ください。本案は、竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき設置している竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員の任期が令和6年6月30日をもって任期満了になるため、その後任委員を委嘱することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。委員の職務は、主に、町並み保存地区の建造物の保存修理・修景事業を進めていくにあたり、専門的知見からの意見をいただく中で、必要な措置を実施していくものでございます。具体的には国・県・市の補助金を活用した修理・修景事業の実施にあたり、施主が申請した修理内容等を竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画に沿って適切かどうかの審議をしていただいております。また、保存・継承の根幹となる保存計画や、地区内での外観に関する現状変更行為についても御審議をいただいております。議案書17ページの下段の根拠法令を御覧ください。竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第15条により、委員は、学識経験者、専門家団体代表者、その他教育委員会が認める者をもって組織し、教育委員会が委嘱することとしております。

今回委嘱しようとする委員を17ページの表で説明させていただきます。

今回委嘱する委員は、全員の再任を考えております。委員の所属は記載のとおりですが、専門分野につきまして説明をさせていただきます。上村信行さんは、建築学、都市計画、建築計画が御専門でございます。廿日市市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員をされています。梅谷承孝さんは、竹原町並保存会の会長です。次に岸泰子さんは、建築史、日本近世の歴史

的建造物・町並の調査・保存・活用等が御専門でございます。広島県の文化財保護審議会委員をされています。次に橋本清勇さんは、建築学、都市計画、建築計画が御専門でございます。次に林康文さんは、公益財団法人広島県建築士会東広島支部から御推薦をいただいております。建築設計士として令和2・3年度には公益財団法人広島県建築士会の副会長をされています。藤田盟児さんは、建築意匠学が御専門でございます。文化庁文化審議会文化財分科会第二専門調査会の委員をされています。三藤芳輝さんは、竹原町並保存会の前会長で、これまでも町並保存会には2名の推薦を依頼しております。委嘱の任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間となっております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野委員長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和6年第6回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和6年6月27日 午後4時10分閉会